

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所業務方法書

制定 平成20年4月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び大阪市地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第2条の規定に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）の行う業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により、中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

## 第2章 工業に関する研究、調査、普及その他の事項に係る業務

### (研究及び調査に係る業務)

第3条 法人は、工業に関する研究及び調査を実施する。

- 2 法人は、法人以外の者から資金の提供を受けて研究又は調査を実施することができる。
- 3 法人は、法人以外の者と共同して行う研究又は調査（以下「共同研究」という。）を実施することができる。
- 4 法人は、共同研究を行おうとするときは、その相手方との間に共同研究に関する契約を締結するものとする。

### (普及その他の事項に係る業務)

第4条 法人は、研究の成果について、学会、論文誌等での発表、講演会・セミナー等の開催、刊行物の発行その他適当と認める方法により、普及に努めるものとする。

- 2 法人は、研究の成果について、特許の出願を推進するとともに、その活用に努めるものとする。
- 3 法人は、法人以外の者との情報交換、ネットワーク構築等に資するため、研究会を設置することができる。
- 4 法人は、研究の成果について、その普及及び活用に係る業務を実施するときは、適正な対価を徴収することができる。

## 第3章 工業技術に関する試験、研究、調査、支援その他の依頼に基づく業務

### (試験、研究、調査等の依頼に基づく業務)

第5条 法人は、工業技術に関し、法人以外の者からの依頼に応じて試験、分析又は測定（以下「依頼試験」という。）、研究（以下「受託研究」という。）、調査（以下「依頼調査」という。）、企画、設計、試作及びこれらに類する業務を実施することができる。

- 2 法人は、依頼試験、受託研究、依頼調査、企画、設計、試作及びこれらに類する業務を実施するときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収するものとする。
- 3 法人は、受託研究における発明について、特許の出願を推進するとともに、その実施及び活用の促進に努めるものとする。

### (支援その他の依頼に基づく業務)

第6条 法人は、工業技術に関し、法人以外の者からの依頼に応じて、相談（以下「技術相談」という。）、職員派遣、技能者養成及びこれらに類する支援業務を実施することができる。

- 2 法人は、技術相談を除き、職員派遣、技能者養成及びこれらに類する支援業務を実施する

ときは、別に定めるところにより適正な対価を徴収するものとする。

#### 第4章 工業技術に関する研究又は産業の振興に関する施設及び設備の提供 (施設及び設備の提供)

第7条 法人は、法人以外の者からの依頼に応じて施設及び設備を使用させることができる。

2 法人は、施設及び設備を使用させる場合には、別に定めるところにより適正な対価を徴収するものとする。

3 法人は、法人の業務に支障がない限り、別に定めるところにより、法人以外の者に所有図書を閲覧させることができる。

#### 第5章 附帯業務 (附帯業務)

第8条 法人は、第3条から前条までに定める業務に附帯する業務並びに施設及び設備の維持管理、安全管理等の業務を実施する。

#### 第6章 業務委託の基準 (業務委託の基準)

第9条 法人は、その業務の一部を委託して実施することが効率的かつ効果的であると認めるときは、当該業務の一部について法人以外の者に委託することができる。

#### (委託契約)

第10条 法人は、前条の規定により法人以外の者に業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 委託業務の目的及び内容
- (2) 実施期間
- (3) 委託料
- (4) その他必要な事項

#### 第7章 競争入札その他契約に関する基本事項 (契約の方法)

第11条 法人が行う売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札又は随意契約の方法によることができるものとする。

#### 第8章 その他 (その他の業務の方法)

第12条 法人の業務に関し必要な事項については、この業務方法書に定めるもののほか、理事長が別に定める。

#### 附 則

この業務方法書は、大阪市長の認可の日から施行する。